

教保第 153 号  
令和3年 4月21日

各市町村教育委員会教育長  
各幼・小・中学校長  
各教育事務所長 } 殿

沖縄県教育委員会  
教育長 金城 弘昌  
(公印省略)

大型連休における幼児・児童・生徒の安全確保について（通知）

時下、貴職におかれましては、益々、御清祥のこととお喜び申し上げます。  
さて、みだしのことについて、幼児・児童・生徒並びに保護者等へ下記のとおり注意喚起を徹底して頂きますようお願いいたします。  
なお、各市町村教育委員会におかれましては、貴所管の幼小中学校への周知をお願いいたします。  
各教育事務所におきましては、本件のことについて御承知おき下さい。

記

- 1 交通安全について
  - (1) 交通規則の周知徹底について
    - ① 交通ルールを守る。(信号無視をしない、させない指導、横断歩道を渡る)
    - ② 交通事故に巻き込まれないように、周りの様子に気を配る。
    - ③ 大型連休における部活動や生徒会活動等への登下校時の安全指導。
  - (2) 自転車の乗り方について
    - ① 乗車する自転車の安全点検や幼児・児童・生徒へのヘルメット着用努力義務の推進。
    - ② 交通規則に従った安全な自転車の運転指導。
- 2 水難事故防止について
  - (1) 海水浴等について
    - ① 友達同士だけで海や河川等へ泳ぎに行かない。(保護者や大人と一緒にいくこと)
    - ② 遊泳禁止区域で泳がない。
    - ③ 気象情報には注意し、波浪注意報等発表時には泳がない、近づかない。
    - ④ 魚釣り等は友達同士で行かない。(立ち入り禁止区域や危険な場所へは行かない)
    - ⑤ 一人で行動しない。
- 3 熱中症予防について
  - ① 活動中は、こまめに水分補給を心がける。
  - ② 屋内では、常に風通しを良くし換気に気をつける。
  - ③ 屋外では、通気性の良い帽子等を着用し活動する。
- 4 自然災害等について
  - (1) 台風接近時には常に情報等に気をつけ、暴風警報及び大雨特別警報発表時には外出しない。
  - (2) 大雨注意報発表時には、河川等で遊泳しない、近づかない。
  - (3) 落雷や竜巻注意情報に注意し、その際は外出を控える。
  - (4) 地震発生時には、近くのテーブル等の下へ避難し、その後安全な場所へ避難する。
  - (5) 津波発生時には、近くの学校の屋上や高台、ビルの屋上等、安全な場所へ避難する。
- 5 不審者対策について
  - (1) 出かける際には、どこへ、誰と、帰宅時刻を確認するよう保護者へ徹底し協力を図る。
  - (2) 暗くなる前に帰宅する。
  - (3) 子どもだけで遠出をしない。(映画、デパートなど)
  - (4) 「いかのおすし」を徹底する。
- 6 その他  
各学校で地域の実情に応じ、「児童生徒等の安全確保対策危機管理マニュアル」を参考に、注意事項等について付け加えて周知をお願いいたします。